平成２４年（フ）第６３８２号
神奈川県秦野市西田原121番地の１　Ｈ棟102号
破産者　山口　正敬
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４３４号
神奈川県厚木市金田530番地の１
破産者　コスモシステムジャパン有限会社
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４３５号
宮城県栗原市鶯沢南郷下久保前２－３
破産者　高橋　和哉
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４５４号
東京都世田谷区世田谷４丁目４番20号
破産者　株式会社ハート
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４５５号
東京都世田谷区赤堤５丁目29―２―103
破産者　勝見真知子
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４７４号
東京都港区白金１丁目25番21号
破産者　株式会社ＤＥＵＸ　Ａ　ＤＥＳＩＧＮ　ＳＴＵＤＩＯ
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４７５号
東京都世田谷区船橋１丁目15―22―107
破産者　青木　淳之
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３３号
東京都葛飾区新宿２丁目３－３
破産者　村嶋　智夫
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３５号
東京都葛飾区新宿２丁目３－３
破産者　村嶋　智久
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５４４号
東京都板橋区仲宿41番10号
破産者　株式会社嵯峨フードサービス
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５４５号
東京都豊島区西池袋３丁目21―13―1513
破産者　石井　耕藏
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５０号
東京都江東区亀戸６丁目41番５―313号
破産者　有限会社ハマ設計
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５１号
東京都江東区南砂３丁目14－１－302
破産者　濱田　　望
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５２号
東京都江東区南砂３丁目14－１－302
破産者　濱田八重子
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８９号
東京都江東区東砂３丁目10番４号
破産者　有限会社ビーファクトリー
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９０号
東京都江東区東砂３丁目10－４
破産者　中出　　徹
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５９１号
千葉県八千代市大和田新田469―378
破産者　中出　節子
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６１４号
東京都豊島区上池袋４丁目33番20号
破産者　有限会社ミックス・フィックス
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６１５号
東京都豊島区上池袋４丁目33―20
破産者　福田　宣和
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６５４号
東京都目黒区原町１丁目８番９号
破産者　有限会社味誠
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６５９号
東京都港区白金台３丁目16番８号
破産者　株式会社ビルト
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６６０号
東京都港区白金台３丁目16番８号
破産者　有限会社オックスアイ東日本
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６６１号
千葉県柏市布施985－６　久保田方、住民票上の住所埼玉県さいたま市南区大字大谷口1251―25
破産者　神山　　亮
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部